

様式4

南相馬市監査委員公表第8号

平成29年9月25日付け南相馬市監査委員公表第6号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき南相馬市長から平成29年10月26日付け29財第757号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

様式2

監査結果に係る措置通知書

総合病院	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>災害派遣（DMAT）に係る職員の宿泊費等の経費については、後方支援にあたっていた職員が個人で立替払により支出し、その精算が完了するまでに長期日数を要していた。</p> <p>派遣費用については、帰着後速やかに福島県から実費弁償される予定となっており、病院としても災害派遣に係る予算がないことから、個人立替払としてもらうことで派遣を行ったものであるが、県との協議に不測の日数を要し、経費の精算までに約1年2か月かかってしまったものである。</p> <p>災害派遣はいつ起きるか想定できるものではなく予算化することは難しいことから、職務として命じている以上経費相当分を予備費により支出すべきであった。また、緊急時のため、個人による立替払を行うことになったとしても帰着後速やかに、病院がその経費を負担すべきであった。今回のように、後方支援にあっていた職員が個人で長い間立替をしているというようなことは、あってはならないことである。</p> <p>今後も、いつ災害派遣要請が来るかは予測がつかないことから、派遣される職員やそれを支援する職員に負担がかかることのないように、派遣費用を含め、派遣体制のシステム作りを、早急に行うように努められたい。</p>	<p>指摘事項の災害派遣費用について、今後災害派遣要請に対応する場合は、派遣先までの距離や派遣日数を勘案した経費を試算し、緊急時の対応として病院予算の予備費から必要とする費用を流用し、その上で、出発までに概算払いを行い、派遣職員の帰着後、速やかに過不足の精算処理を行うことと改め、派遣職員やそれを支援する職員に負担がかからないよう改善に努めます。</p>

様式 2

監査結果に係る措置通知書

総合病院	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>入院患者用の日用品については、レンタルサービスを導入し、そのレンタル商品等の保管のため、院内の一室について行政財産使用許可を行っている。そして、当該使用許可については、レンタルサービスが初めての試みであり、採算が上がるかどうか不明であること、また導入効果を検証することから、試行期間の位置づけにより使用料を免除している。</p> <p>使用料については、行政財産使用条例第3条で減免の取扱いを定めており、今回の行政財産の使用許可にあたっては、同条例第3条第4号「市長が認めるとき」に該当するものとして免除しているが、この規定に該当する場合というのは、営利を目的としない場合や行政サービスの一環として市側が主体的に導入するようなサービスに対し使用を許可するものであり、安易にこの条項に該当させるべきものではない。</p> <p>今回の場合については、行政サービスの向上を図る目的もあるものの、事業所においては、サービスを提供し、利益を得るものであり、営利目的である。したがって、この設置期間を試行期間として位置づけ、行政財産の使用料を免除することは適切ではない。</p> <p>今後については、財務規則及び関係法令を遵守し、適切な処理に努められたい。また、平成28年度分の行政財産使用料についても適正に徴収されたい。</p>	<p>監査結果の指摘事項を受け、今後、行政財産使用を伴う業務を外部に委託する際は、行政サービスの向上を図るなど目的にかかわらず、利益を得る業務内容である場合は、使用料を免除することは行わずに事業運営可能か否かまでの試算を行ったうえ、財務規則及び関係法令を順守した中で、適正な処理を徹底して行きます。</p> <p>なお、平成28年度分の指摘該当の行政財産使用料については、監査結果を受け、レンタルサービス会社に行政財産使用条例に対する該当趣旨を説明し、理解を得たことから、28年度分の使用料を遡及して徴収する処理を早急に進めます。</p>